

議案第79号

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

地方自治法の改正に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を実施するため。

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 （略）</p> <p>2 給与条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 （略）</p> <p>2 給与条例第20条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。